

UAゼンセン 2018 労働条件闘争

第一のヤマ場（集中回答日）終了時の妥結状況

1. 全体の状況

- ①第一のヤマ場終了の3月15日10時時点で、妥結組合数は昨年同時期を大きく上回り、正社員は124組合（昨年83組合）、パートタイマーは74組合（昨年38組合）、契約社員は31組合（昨年12組合）が妥結した。組合員数では、全体の約4割の60万人超（正社員21万人、パートタイマー・契約社員41万人）の組合員の賃金引上げが決まった。
- ②正社員、パートタイマーの組合員とも前年を上回る妥結結果となっている。正社員の賃金引上げ分（ベア等）は平均で2,000円を超える水準である。300人未満の組合の妥結の平均額が、300人以上の組合の平均額を大きく上回っており、中小組合が健闘している。
- ③一人当たりの平均引き上げ率（制度昇給、ベア等込）で見ると、パートタイマーは2.85%で、正社員の2.48%を越え、3年連続上回る事となった。均等・均衡処遇に向けた取り組みが続いている。
- ④初任給については昨年に続き大幅な引き上げとなった。妥結組合の6割の73組合で最低賃金の協定化がされ、最賃の取り組みが進んだ。
- ⑤働き方の改善等についても多くの組合で進展がみられ、所定労働時間の短縮、インターバル規制の導入、65歳への定年延長、均等・均衡処遇の改善等が行われた。無期転換制度についてもパートタイマー200組合、契約社員100組合で労使確認が行われた。

2. 正社員組合員の妥結状況

- ①124組合の妥結総合計（制度昇給、ベア等込）は、単純平均で7,417円（2.50%）である。前年と比較できる119組合では、単純平均で前年を852円（0.30%）と大きく上回る。
- ②賃金体系維持が明確な74組合の賃金引上げ分（ベア等）の単純平均は2,308円（0.78%）。うち、前年と比較できる70組合の単純平均は前年を836円（0.27%）と大きく上回る。また、37組合で前年より500円以上の増額となっている。
- ③300人未満の組合の妥結の平均額が、300人以上の組合の平均額を大きく上回っており、中小組合が健闘している。
- ④高卒初任給は35組合で平均5,166円、大卒初任給は41組合で平均3,283円の大幅引上げを獲得した。
- ⑤18歳最低賃金は73組合で協定化が進み、最低賃金協定の取り組みが大きく進展した。そのうち、30組合で平均2,747円の引上げを獲得した。

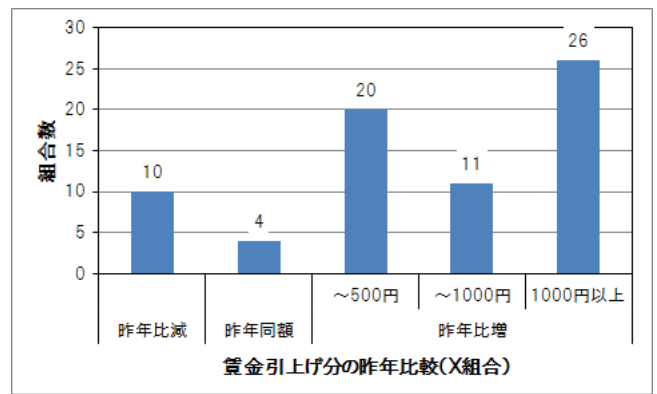
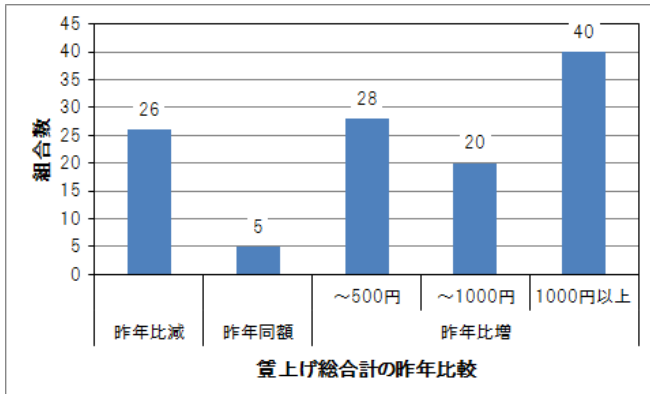
【妥結状況】

		総合計（制度昇給、ベア等込）					賃金体系維持が明確な組合の賃金引上げ分（ベア等）の集計				
		組合数 ／人数	要求		妥結		組合数 ／人数	要求		妥結	
			額	率	額	率		額	率	額	率
単純 平均	全体計	124	9,438	3.20	7,417	2.50	74	4,489	1.53	2,308	0.78
	300人以上	97	9,257	3.15	7,141	2.40	65	4,222	1.47	2,053	0.71
	300人未満	27	10,088	3.39	8,408	2.86	9	6,418	1.99	4,153	1.33
加重 平均	全体計	218,374	9,573	3.18	7,524	2.48	139,814	4,297	1.46	2,147	0.72
	300人以上	214,443	9,556	3.18	7,509	2.47	138,245	4,280	1.45	2,134	0.72
	300人未満	3,931	10,506	3.40	8,339	2.73	1,569	5,779	1.76	3,319	1.04

【前年同組合比較（比較可能な 119 組合の集計）】

		総合計					賃金引上げ分				
		組合数 ／人数	2018 年		前年差		組合数 ／人数	2018 年		前年差	
			額	率	額	率		額	率	額	率
単純 平均	全体計	119	7,397	2.50	852	0.30	70	2,175	0.74	836	0.27
	300 人以上	94	7,150	2.40	736	0.27	62	2,034	0.70	836	0.28
	300 人未満	25	8,327	2.84	1,287	0.42	8	3,270	1.09	840	0.16
加重 平均	全体計	208,831	7,565	2.48	678	0.26	131,859	2,117	0.71	730	0.24
	300 人以上	205,013	7,553	2.47	664	0.26	130,402	2,111	0.70	726	0.24
	300 人未満	3,818	8,208	2.69	1,425	0.42	1,457	2,713	0.89	1,107	0.24

図表 賃上げ総合計と賃引上げ分の昨年比較



2. 短時間組合員（パートタイム組合員）の妥結状況

- ①74 組合の時間当たり賃金の妥結総合計（制度昇給、ベア等込）の単純平均は 26.6 円、2.75% の引上げとなっている。前年と比較できる 72 組合の単純平均は前年を 4.0 円（0.34%）上回る。
- ②正社員を上回る賃上げ率を獲得した組合が半数を超えている。組合員一人あたりの平均引き上げ率（制度昇給、ベア等込）は 2.85% で正社員の 2.43% を越え、3 年連続上回ることとなった。
- ③15 組合が企業内最低賃金の引き上げを行い、平均引上げ額は 18.8 円となった。また、新たに 6 組合が協定化を行った。

【妥結状況】

（単位 円（%））

	総合計（制度昇給、ベア等込）				
	組合数 人数	要求		妥結	
		額	率	額	率
単純	74	37.6	3.91	26.6	2.75
加重	410,087	34.7	3.67	27.0	2.85

【前年同組合比較（比較可能な 72 組合の集計）】

（単位 円（%））

	組合数 人数	2017 妥結				前年同組合比			
		要求		妥結		要求		妥結	
		額	率	額	率	額	率	額	率
単純	72	37.4	3.89	26.5	2.74	1.5	0.07	4.0	0.34
加重	403,448	34.5	3.65	26.8	2.83	1.0	0.01	4.5	0.41

【正社員との賃上げ妥結率の比較（パートと正社員ともに妥結した 58 組合）】 （単位 組合数・率）

正社員を上回る率で妥結	32	55%
正社員と同率で妥結	0	0%
正社員を下回る率で妥結	26	45%
合計	58	100%

3. 契約社員の妥結状況

31 組合の引上げ総合計（制度昇給、ベア等込）の単純平均で 5,603 円、2.77%の引上げとなっている。前年と比較できる 29 組合の単純平均は前年を 1,095 円（0.51%）上回る。

4. 働き方の改善等の進捗状況

(1) 労働時間等の改善 のべ 27 組合

○所定労働時間短縮、所定休日増 7 組合

- ・年間所定 1875 時間、所定休日 115 日→1796.33 時間、120 日
- ・年間所定 2000 時間、所定休日 115 日→1960 時間、120 日
- ・年間所定 2040 時間、所定休日 110 日→2016 時間、113 日
- ・年間所定 2040 時間、所定休日 110 日→2032 時間、111 日
- ・年間所定 2048 時間、所定休日 109 日→2040 時間、110 日
- ・年間所定 2048 時間、所定休日 109 日→2040 時間、110 日
- ・年間所定 2000 時間、所定休日 115 日→1992 時間、116 日

○勤務間インターバル規制の導入 7 組合

- ・インターバル 11 時間 (1 組合)
- ・インターバル 10 時間 (3 組合)
- ・インターバル 9 時間 (1 組合)
- ・インターバル 8 時間 (2 組合)

○年次有給休暇の取得促進 7 組合

- ・有給休暇計画取得 1 日
- ・年 10 日以上年休付与者について年 5 日間以上取得に取り組む
- ・計画取得 1 日増で年間 2 日に、半日有給の導入
- ・4 連続休暇制度の 4 連休における 1 日を年次有給休暇として実施
- ・取得日数 5 日未満の組合員をなくし、平均 10 日取得をめざす
- ・年休の計画的取得等で取得ゼロの組合員を出さない。計画有休制度は、公休日と合わせて 5 連休を推奨
- ・計画年次有給休暇制度 1 日を 2 日に

○失効積立有給制度の拡充 2 組合

- ・失効（積立）年次有給日数 20 日を 40 日に拡充
- ・治療目的でも使用できるよう積立有給休暇の取得要件を拡大

○営業時間の短縮 1 組合

- ・14 店舗で営業時間 30 分短縮

○時間外労働の割増率向上 1 組合

- ・ミッドナイト勤務で時間外労働割増率の月間 60 時間未満 25%を 30%へ

○休暇制度の導入・拡充 2 組合

- ・アニバーサリー休暇の創設
- ・ボランティア休暇（特別有給休暇）の使用事由拡大：アソシエイトが居住する地域の自治体や町

内会が行う地域活動に参加する場合を追加。育児休暇の使用事由拡大（有給 5 日＋無給 5 日）：子の入園式や卒園式などの行事への参加および幼稚園・保育園の休業日に取得を追加

(2) 定年制度改定 11 組合

- ・ 60 歳から 65 歳へ定年延長（1 組合）
- ・ 協議会設置などによる継続協議（10 組合）

(3) 均等、均衡処遇の取り組み 7 組合

- ・ パートタイマー、契約社員の慶弔休暇を社員と同様に改善（3 組合）
- ・ パートタイマーに子女教育手当導入
- ・ パートタイマーに失効積立有給制度を導入
- ・ 契約社員の年間休日を社員と同一に（年間所定休日 4 日増で 116 日）
- ・ 定時社員に継続 3 日の結婚有給休暇創設。エリア専任職への積極的な登用

(4) 仕事と家庭の両立支援 5 組合

- ・ 介護交通費、介護手当の新設
- ・ 育児短時間勤務を 3 歳未満から小学 3 年生の年度末に延長
- ・ 育児短時間勤務を小学 3 年生修了から小学 6 年生修了まで延長し短縮時間を拡充（最大 2 時間から最大 3 時間へ）
- ・ 育児短時間勤務を小学校 6 年生の始期までから中学校 1 年生の始期までに延長
- ・ 孫の誕生休暇として特別無給休暇 2 日

(5) ひとり親の処遇改善の取り組み 1 組合

- ・ ひとり親家庭の相談体制を整え、公的な支援制度については各行政によって制度が異なるため各行政窓口を案内し、会社の支援制度については気軽に相談できるサポート体制を構築する

(6) 悪質クレーム対策 4 組合

28 組合が要求をし、4 組合で取り組みを労使合意

- ・ 悪質クレーム対応マニュアルの作成
- ・ 研修会を労使で開催
- ・ 労使協働で対策を実施
- ・ 対策の検討について労使協議を開始

(7) 無期転換制度の労使確認（パートタイマー 200 組合、契約社員 100 組合）

- ・ 3 月 14 日時点で、パートタイマーで 200 組合、契約社員で 100 組合が無期転換ルールについて労使確認した。
- ・ パートタイマーでは 19%、契約社員では 28%の組合が、法よりも早い段階での無期転換を確認している。パートタイマーは全組合で希望者すべての無期転換を確認しており、契約社員も同様の傾向にある。
- ・ 65 歳以上の雇用を確認している組合は、パートタイマーで 38%、契約社員で 25%である。

①権利発生時期

	5年	3年以上 5年未満	1年以上 3年未満	1年未満	回答なし	
パート	70.0%	6.0%	9.0%	4.0%	11.0%	200
	140	12	18	8	22	
契約	60.0%	3.0%	6.0%	19.0%	12.0%	100
	60	3	6	19	12	

②無期転換のための条件(働き方の変更等の有無)

	なし	あり	選択可	回答なし	
パート	83.0%	0.0%	8.5%	8.5%	200
	166	0	17	17	
契約	76.8%	3.0%	7.1%	13.1%	99
	76	3	7	13	

③定年の定め

	なし	あり	回答なし	
パート	4.0%	86.0%	10.0%	200
	8	172	20	
契約	3.0%	84.8%	12.1%	99
	3	84	12	

④「定年の定めあり」のうち、定年年齢の内訳 ※一部定年再雇用の上限年齢含む

	60歳	61歳以上 64歳以下	65歳	66歳以上 69歳以下	70歳以上	回答なし	
パート	59.9%	0.6%	30.8%	0.0%	7.0%	1.7%	172
	103	1	53	0	12	3	
契約	73.8%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	1.2%	84
	62	0	21	0	0	1	

以上

問い合わせ先

UAゼンセン企画局
 (担当:鈴木)
 電話 03-3288-3520